

八戸市立鮫中学校施設 土砂災害に関する避難確保計画

作成：令和2年4月25日

(改訂：令和6年4月1日)

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、八戸市立鮫中学校施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、八戸市立鮫中学校施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

【八戸市立鮫中学校施設の状況】

平日：利用者（生徒） 132名、施設職員 17名

休日：利用者（生徒） 70名、施設職員 10名

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

①指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

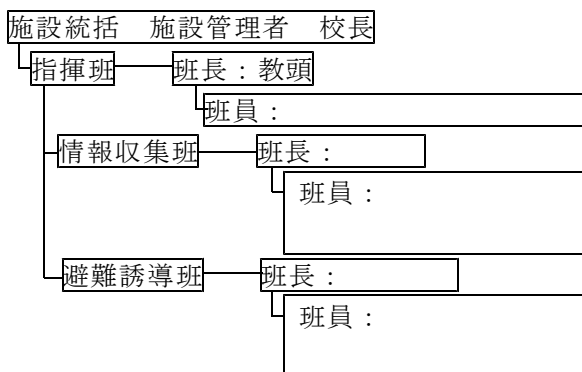
テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③避難誘導班

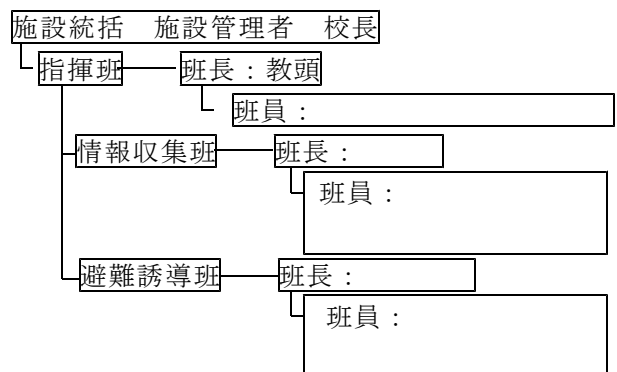
高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

<昼間>



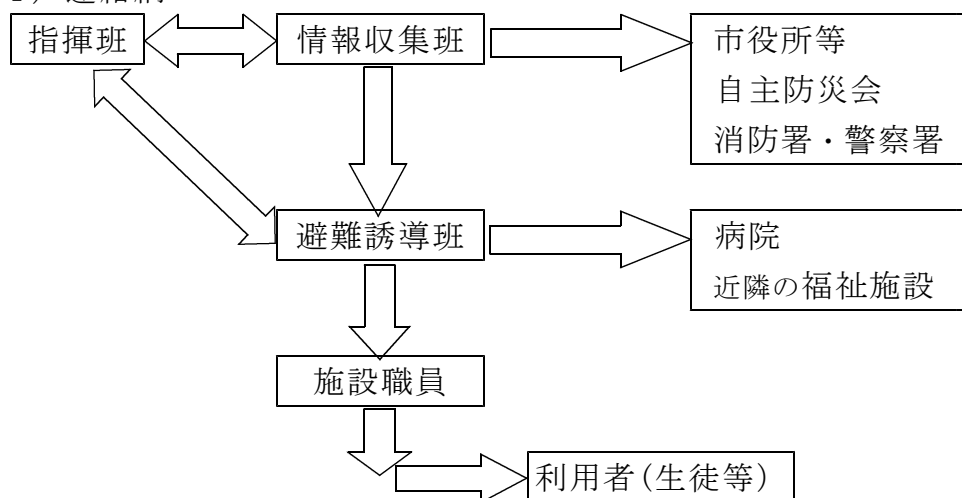
<夜間>



3) 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員全員
応援当番職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 ・避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災当番施設職員
全職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・高齢者等避難等が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員全員

4) 連絡網



5) 関係機関緊急連絡先

	機関名	電話番号	FAX番号	備考
防 災 政 機 関	市教育総務課	43-9452	47-4997	施設設備に関すること
	市市民防災部防災危機管理課	43-2147		土砂災害警戒情報、避難情報に関すること
	市建設部港湾河川課	43-2137		現地警戒に関すること
東消防署 鮫分署	東消防署鮫分署	33-0236		
	鮫駐在所	33-0237		
協 力 機 関	鮫地区自主防災会 会長	31-1122		
	青森労災病院	33-1551		
	八戸平和病院	31-2222		
	湊病院	25-0011		
	鮫小学校	33-0249	32-1031	
	鮫公民館	33-1942		
電気	東北電力八戸営業所	43-3468	46-2303	
ガス	太洋石油	43-8171		
水道	八戸圏域水道企業団	70-7000	70-7070	
通信	N T T 東日本	113		

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、休校、授業の切り上げ、保護者への引き渡し等の対応を検討するとともに、施設職員の確保と役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次の表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	安全情報配信システム ホームページ・ブログ
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	安全情報配信システム ホームページ・ブログ
避難指示等 ・高齢者等避難 ・避難指示	市役所等 テレビ・インターネット	安全情報配信システム ホームページ・ブログ

情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	F A X	市役所(防災担当)、消防署等
被害情報	情報収集班	F A X	市役所(防災担当)、消防署等
避難準備等 について	避難誘導班	校内放送 口頭	利用者
		F A X	市役所(防災担当)、消防署等
避難開始等 について	避難誘導班	校内放送 口頭	利用者
		F A X	市役所(防災担当)、消防署等

3 [避難誘導に関する事項]

(1) 避難誘導等

緊急的な避難として、土砂災害警戒区域から離れた教室・体育館等への避難、また、それでも安全が確保できない場合には、八戸市立鮫小学校指定避難所へ避難する。

(2) 避難基準

①市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難指示等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・避難開始基準：高齢者等避難の発令

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がぱらぱらと落ちる。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・地鳴りがする。

(3) 避難方法

①施設内避難の場合

- ・施設内の各教室より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

②八戸市立鮫小学校指定避難場所へ避難の場合

- ・八戸市立鮫小学校指定避難場所までの移動は、徒歩によるものとする。
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路（経路図は、別添図のとおり）

(5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・施設内の移動時に支障となるものがないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・八戸市立鮫小学校指定避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

(6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の設備に関する事項]

- (1) 停電した時のため、自家発電装置(発電機)を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- (2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表1に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表1 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス 携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(教職員、生徒等)、校旗、タブレット、携帯電話 懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池 携帯電話バッテリー、担架 施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具

- (3) 避難所通信システムを利用して情報を共有し、連絡・報告を密に行う。

市避難所無線システム個別番号

個別番号	地区	避難所名
538	鮫	鮫小学校
539	鮫	鮫中学校
540	鮫	鮫公民館

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

(1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ①土砂災害の前兆現象について
- ②情報収集及び伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ①訓練内容
- ②情報収集及び伝達
- ③避難判断
- ④避難訓練

(3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね3回行う。

- ①新任職員の研修及び訓練を実施する。新任職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ②全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。